

令和7年度（2025年度）

留守家庭児童育成室の 民間委託について

～①基本編～

吹田市教育委員会
地域教育部 放課後子ども育成室

説明内容

①基本編

内容	資料ページ	動画時間
民間委託の目的、必要性	3～4	0：40～
民間委託の効果	5	4：24～
民間委託で何が変わるのか	6	6：12～
運営状況の評価	7	9：04～
民間委託の対象とする選定基準	8	10：26～
これからの進め方（スケジュール）	9	11：25～
どのように事業者を選定するのか	10～11	13：17～
ホームページでの資料公開	12	16：20～

育成室の運営を民間委託する目的とは

目的

- 対象学年の拡大（6年生まで）に向けた受入体制の確保。
- 開室時間の延長等、社会的ニーズへの対応。

現状

- 平成29年度に 4年生まで拡大したが、利用児童数の増加及び指導員の不足により、待機児童が発生している。

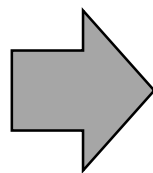
※当分の間、4年生までの待機児童解消と安定した運営に専念し、5・6年生の受入れ拡大は延期
※令和5年度に約200人の待機児童が発生したため、3年間の暫定的な取組として、待機児童の居場所を確保する放課後キッズスクエアを実施

- 36育成室のうち14か所で運営を委託し、指導員を確保するとともに、午後7時までの開室時間延長を実現している。
また、夏休みなど長期休業中の開室時間を午前8時からとする事業を実施。

民間委託を進める必要性

待機児童の
解消

そのためには、



指導員確保

- ・ 2カ月に1度の採用試験
- ・ 人材派遣サービスの活用
- ・ 令和5年度から初任給を引上げ
- ・ 令和5年度までの運営委託によって、77人分を確保
- ・ 令和7年度は民間委託を加速化（4か所を民間委託）



民間委託の推進に伴う直営育成室の状況（令和6・7年度は見込み）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入室希望児童数 （委託・直営全体）	4,758人	5,154人	5,425人	5,596人
直営の育成室数	24か所	22か所	20か所	16か所
必要な指導員数	123人	115人	102人	<u>85人</u>
指導員数	95人	90人	88人	<u>86人</u>

- ・ 指導員数は、近年の採用及び退職の状況を踏まえると減少傾向。
- ・ 令和7年度まで放課後キッズスクエアを実施し、令和7年度に4か所の育成室を業務委託することで、必要な指導員数を確保することができる見込み。
- ・ 令和8年度以降は、入室児童数や指導員の採用状況を踏まえ、委託か所数の更なる拡大も含めて再検討。

民間委託の効果はあったのか

(1) 指導員の確保 (R5.4現在)

※委託育成室では待機児童が発生していません

委託か所数	教室数	入室児童数	必要な指導員数	(左記以外に必要な職員数)
14か所	50教室	1,905人	77人分	80人分 (要配慮児童の加配数含む)

指導員不足を理由に、待機児童数にカウントされていたかもしれない。

(2) 社会的ニーズへの対応

11か所で実施

一部で独自取組として実施

【延長保育時間】
午後6時30分まで



午後7時まで

全14か所で実施

【開室開始時間】
(長期休業中)
午前8時30分から



午前8時から

【昼食提供等】

- ・長期休業中に週1回
- ・短縮授業等の日に
- ・週1回、ご飯とレトルトを持参すれば湯煎
- ・長期休業中の配達弁当の手配 など

【その他】

- ・そろばん学習
- ・英語あそび
- ・親子体操教室
- ・フラワーアレンジメント体験

⇒ **サービスの向上**につながっている

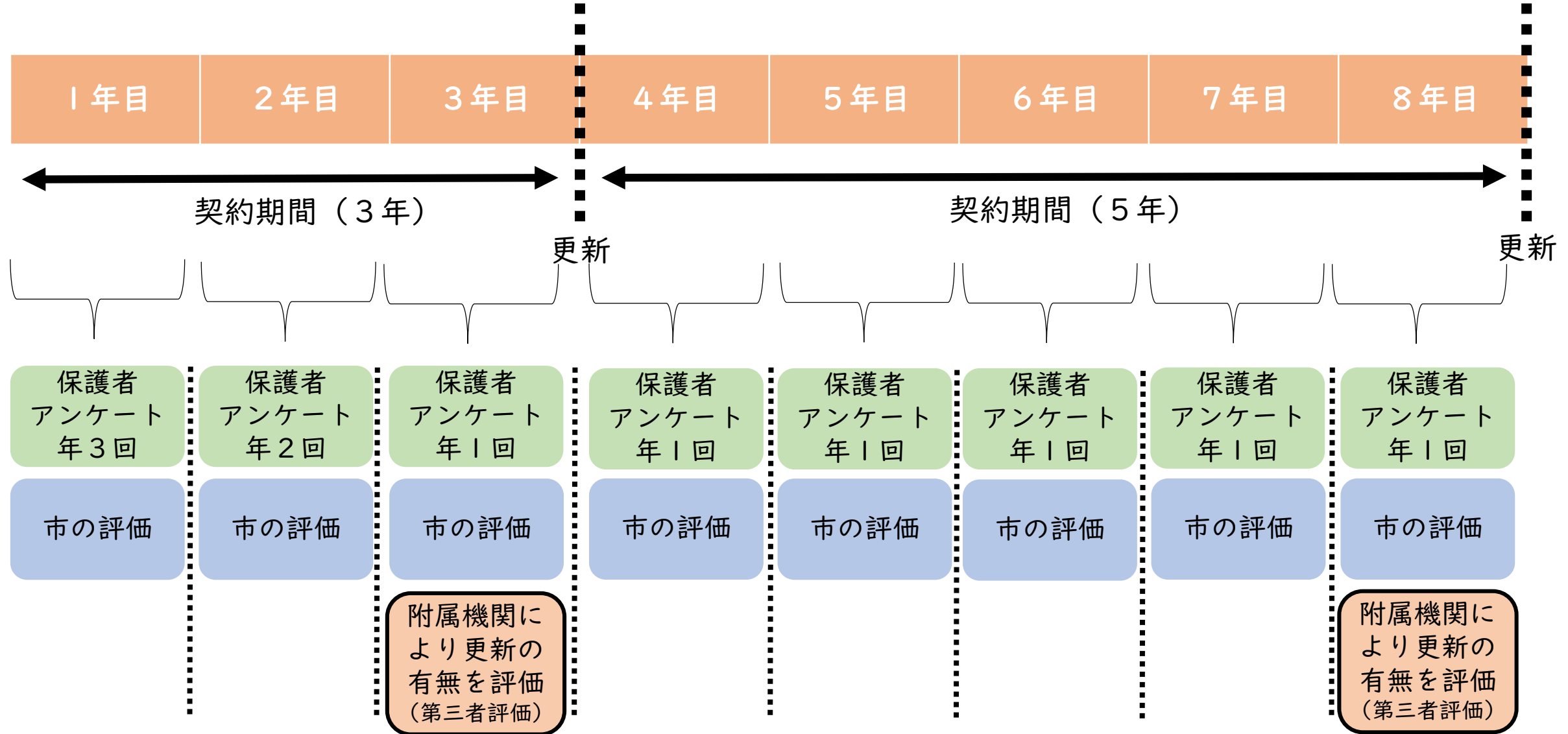


民間委託で何が変わるのか

吹田市立留守家庭児童育成室 「直営」と「委託」の比較

	直営	委託
実施主体（入室決定、要配慮児童へ加配決定など）	市	市
運営主体（指導員配置、日々の運営など）	市	<u>事業者</u>
保育料徴収 ※金額は変わりません	市	市
おやつ代徴収	市	<u>事業者</u>
おやつの提供	市	<u>事業者</u>
施設管理・警備	市	市
賠償責任・傷害保険	市	市
開室終了時間（延長）	午後 6 時 30 分まで	<u>午後 7 時まで</u>
開室開始時間（長期休業中）	午前 8 時 30 分から	<u>午前 8 時から</u>

委託している育成室の運営状況の評価



※ 毎年度、各育成室のアンケート結果は市ホームページでご覧いただけます。

民間委託の対象とする選定基準

- ① 令和7年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があること。
- ② 運営する教室が確保できており、安定した運営ができること。
- ③ 運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないこと。
- ④ 公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であること。

これからの進め方

(1) スケジュール (案) ※令和6年2月議会での承認を得て正式決定となります。

時期	内容
令和5年11～12月頃	第1回 保護者説明会
令和6年1～2月頃	第2回 保護者説明会
令和6年4～5月頃	委託事業者の公募を開始
令和6年6～7月頃	外部委員で構成する「委員会」に諮り、 委託事業者を選定
令和6年8～9月頃	保護者懇談会（事業者の紹介）
令和6年10月頃～翌年3月	引継保育（最大6か月）
令和7年4月～	業務委託開始



(2) これまでに改善してきたこと

- **より良い事業者を選定できる**よう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募
- 委託事業者を早く決定することで、**余裕を持った求人、指導員確保**が可能
- **引継保育期間を最大6か月**とし、児童との信頼関係を徐々に構築

どのように事業者を選定するのか

(1) 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会

ア 委員

- ① 学識経験者 2名以内
- ② 教育関係者または児童福祉関係者 1名以内
- ③ 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識または経験を有する者 1名以内
- ④ 吹田市立の小学校の校長 1名以内



来年4～5月に
保護者会から推薦

イ 特別委員

平成29年度の選定から参画

委託予定の留守家庭児童育成室の保護者 2名以内

- 審査において、保護者目線を入れて、より良い事業者を選定したいという意見を尊重して、追加。
- 選定基準の作成に係る事項を除き、事業者の審査・審議のみ参画。
- **公務員（特別職非常勤）**として職務に従事することとなり、中立的な立場で、公平・公正に審査をしていただきます。

どのように事業者を選定するのか

(2) 選定方法

ア 公募

令和6年4～5月頃の期間において、応募事業者を募集する。

<事業者の条件> 以下のいずれかの事業の運営実績がある法人

- ① 児童の保育又は教育の分野に係る事業（保育所、認定こども園や幼稚園など）
- ② 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業（放課後児童クラブや一時預かり事業など）
- ③ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業（青少年活動団体など）

イ 一次審査（書類審査） ◀特別委員参加（1週間程度前に配付する応募書類をもとに、当日3時間程度審査する。）

令和6年6～7月頃に、提出書類をもって審議を行い、各委員が採点する。

ウ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ◀特別委員参加（当日5時間程度審査する。）

7月頃に、事業者によるプレゼンテーションを行い、その後に各委員からヒアリングをした上で、各委員が採点する。

令和6年7～8月頃に、委託予定の事業者が決定

吹田市ホームページで公開しています

- (1) 留守家庭児童育成室民間委託Q&A
- (2) 委託育成室の検証
 - ア 保護者アンケート
 - イ 市による評価
 - ウ 事業者による報告書
- (3) 募集要領・仕様書 (令和5年度選定分)



吹田市ホームページ
留守家庭児童育成室の運営業務委託

吹田市ホームページ (ページ番号1018279)

トップページ > 子育て・教育 > 学校 >

留守家庭児童育成室 > 留守家庭児童育成室の運営業務委託